

# 令和4年9月議会 議案説明資料

## ○ 予算議案

- 1 令和4年9月 補正予算案農林水産局集計表 ..... 1 頁
- 2 議案第148号  
令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第3号)..... 3 頁

## ○ 条例議案

- 3 議案第154号  
福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例案..... 11 頁
- 4 議案第155号  
福岡市牧場条例の一部を改正する条例案..... 16 頁

## ○ 一般議案

- 5 議案第163号  
福岡市油山市民の森等に係る指定管理者の指定について..... 24 頁
- 6 議案第165号  
油山市民の森等リニューアル(既存施設等リニューアル)事業に  
係る契約の締結について..... 25 頁

農 林 水 産 局

# ○予算議案

## 1 令和4年9月 補正予算案 農林水産局集計表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額 (A)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,392,822	9,520,766	437,366	1,225,000	2,730,456	-	5,127,944
集落排水 事業 特別会計	507,337	507,337	5,000	39,000	67	31,870	431,400
中央卸売 市場 特別会計	7,240,551	7,240,551	386,908	1,747,000	1,378,881	1,680,588	2,047,174
局 計	12,140,710	17,268,654	829,274	3,011,000	4,109,404	1,712,458	7,606,518

【注】集落排水事業特別会計及び中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区 分	補 正 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	13,000	25,000	13,000	-	-	-	12,000
集落排水 事業 特別会計	-	-	-	-	-	-	-
中央卸売 市場 特別会計	-	-	-	-	-	-	-
局 計	13,000	25,000	13,000	-	-	-	12,000

(単位:千円)

区 分	補 正 後 (A+B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	4,405,822	9,545,766	450,366	1,225,000	2,730,456	-	5,139,944
集落排水 事業 特別会計	507,337	507,337	5,000	39,000	67	31,870	431,400
中央卸売 市場 特別会計	7,240,551	7,240,551	386,908	1,747,000	1,378,881	1,680,588	2,047,174
局 計	12,153,710	17,293,654	842,274	3,011,000	4,109,404	1,712,458	7,618,518

## 2 議案第 148 号

## 令和 4 年度福岡市一般会計

## (1) 歳入歳出予算の補正

( 歳 入 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
5	20 県支出金 2 県補助金	5 農林水産業費 県 補 助 金	330,602	13,000	343,602
その他の科目 (本補正外)			4,062,220	-	4,062,220
合 計			4,392,822	13,000	4,405,822

# 補正予算案(第3号)

<農林水産局所管分>

説	明
○ 漁港整備費補助金 福岡県漁港関係事業費補助金交付要綱に基づく補助金の追加 補助率 6/10~5/10	13,000 千円

## ( 歳 出 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
14 . 15	6 農林水産業費 3 水産業費	3 漁港整備費	221,833	25,000	246,833
その他の科目（本補正外）			9,298,933	-	9,298,933
合 計			9,520,766	25,000	9,545,766

説 明

○ 漁港基盤整備費の追加 25,000 千円

【国庫補助の内示】

漁港施設整備事業

国庫補助の内示に伴う事業費の追加

補正前の額	補正額	補正後の額
50,000	25,000	75,000

<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>関連歳入 <span style="float: right;">13,000 千円</span></p> <p>(20) 県支出金</p> <p style="padding-left: 20px;">漁港整備費補助金 <span style="float: right;">13,000</span></p> </div> </div>	}	
一般財源		12,000 千円

(2) 繰越明許費の補正

説明書 ページ	款	項	目	事業名
24 ・ 25	6 農林水産業費	1 農林業費	3 農林業振興費	ふれあいの森推進費  油山市民の森等リニューアル事業
合				計



関係予算額	繰越額		繰越事由
	補正前	補正後	
千円 673,249	千円 -	千円 140,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。
570,873	-	140,000	油山市民の森給排水施設等改修設備工事
673,249	-	140,000	

(3) 債務負担行為の補正

説明書 ページ	事項	限度額		前年度末までの支出額	
				期間	金額
28 ・ 29	油 山 市 民 の 森 等 リ ニ ュ ー ア ル 事 業	補正前の額	千円 -	-	千円 -
		補正額	465,467	-	-
		補正後の額	465,467	-	-

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源又は 当該事業財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-
令和5年度	465,467	-	126,000	-	339,467
令和5年度	465,467	-	126,000	-	339,467

## ○条例議案

### 3 議案第154号

#### 福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例案

名 称	福岡市油山市民の森条例
改正理由	油山市民の森等リニューアル事業において、油山牧場と一体的な運営を含めた再整備を実施することに伴い、施設の改廃、指定管理者による利用料金制を導入し、及び使用料の規定を削除する必要があるため。
主な内容	(1) 施設 バンガロー等を削除し、バーベキュー場を加える。 (2) 利用料金制 使用料を廃止し、利用料金の条項及び業としての撮影に伴う利用額を加えるとともに、駐車場利用額を改める。
施行期日	令和5年4月1日

福岡市油山市民の森条例新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第3条（略） （施設） 第4条 市民の森に次のような施設を置く。 （1）風致林、花木樹木園、野鳥保護林、 林業展示林、苗木等の森林 （2） <u>キャンプ場、バンガロー、草スキー場、展望台、ハイキングコース、散策道、駐車場</u> （3）（略） <u>（使用料）</u> 第5条 <u>バンガローを利用する者からは、1回の利用につき8,000円以内で規則で定める額の使用料を徴収する。</u> 2 <u>駐車場を利用する者（規則で定める者を除く。）からは、別表に定める額の使用料を徴収する。</u>	第1条～第3条（略） （施設） 第4条 市民の森に次に掲げる施設を置く。 （1）風致林、花木樹木園、野鳥保護林、 林業展示林 <u>及び苗木等の森林</u> （2） <u>バーベキュー場、展望台、ハイキングコース、散策道及び駐車場</u> （3）（略） 削る

3 前2項の規定により既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。

第6条・第7条 (略)  
(指定管理者による管理)

(行為の制限)

第5条 市民の森において、別表第1区分の欄に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をせず、既にした許可を取り消し、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 第1項の許可を受けた者（以下「行為許可利用者」という。）が市民の森の設置の目的に反する利用をし、又は行為許可利用者（同項の許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

(2) 行為許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 行為許可利用者が他の利用者に迷惑をかけ、若しくは市民の森の施設、附属施設等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 行為許可利用者が市民の森の管理上の指示又は指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市民の森の管理上支障があると認められるとき。

4 前項の措置によつて行為許可利用者が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

第6条・第7条 (略)  
(指定管理者による管理)

第8条 (略)

2 指定管理者が行う市民の森の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 第5条第1項及び第2項に規定する  
使用料の徴収に関する業務

(3) 第7条に規定する利用の制限に関する業務

(4)・(5) (略)

第8条 (略)

2 指定管理者が行う市民の森の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 第5条(第4項を除く。)に規定する行為の制限に関する業務

(3) 前条に規定する利用の制限に関する業務

(4)・(5) (略)

(利用料金)

第9条 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者 別表第1に定める額

(2) バーベキュー場を利用する者 1区画につき3時間までごとに2,000円

(3) 駐車場を利用する者(規則で定める者を除く。) 別表第2に定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定)

第9条 (略)

(指定等の告示)

第10条 (略)

(指定の取消し等)

第11条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) (略)
- (2) 第9条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3)～(5) (略)

2 (略)

(管理の基準)

第12条 (略)

(指定管理者の原状回復義務等)

第13条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第14条 第8条第1項の規定により市民の森の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条の規定の適用については、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第15条 (略)

(指定管理者の指定)

第10条 (略)

(指定等の告示)

第11条 (略)

(指定の取消し等)

第12条 地方自治法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) (略)
- (2) 第10条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3)～(5) (略)

2 (略)

(管理の基準)

第13条 (略)

(指定管理者の原状回復義務等)

第14条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第15条 第8条第1項の規定により市民の森の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第16条 (略)

別表第1

区分	単位	期間	金額
業としての写真 (広告写真を除く。)の撮影	撮影機(写真機)	1 月	3,000円
	1 台		
業としての写真 (広告写真に限る。)の撮影	1 件	1 日	3,000円
業としての映画の撮影	1 件	1 日	6,000円

## 別表

区分	単位	金額
普通自動車	1台1回	300円
準中型自動車		
中型自動車		1,000円
大型自動車		2,000円

## 備考

- 1 1回の利用時間は、24時間以内とする。
- 2 普通自動車とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、準中型自動車とは同条に規定する準中型自動車を、中型自動車とは同条に規定する中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

## 別表第2

区分	単位	金額
普通自動車等	1台1回	3時間まで 300円 ただし、利用時間が3時間を超える場合は、300円に当該超過時間1時間までごとに100円を加えて得た額とする。
		1日までごとに 2,000円
大型自動車		

備考 普通自動車等とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車及び中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

- 2 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日以前においても、同日以後の市民の森の利用に係る利用料金の額について、この条例による改正後の福岡市油山市民の森条例第9条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。



## 4 議案第155号

### 福岡市牧場条例の一部を改正する条例案

名 称	福岡市牧場条例
改正理由	油山市民の森等リニューアル事業において、油山市民の森と一体的な運営を含めた再整備を実施することに伴い、油山牧場における用途別の面積を改め、施設の一部を廃止し、指定管理者による利用料金制を導入し、及び使用料の額等を改める必要があるため。
主な内容	(1)用途別の面積 油山牧場における用途別の面積を改める。 (2)施設 畜産資料展示館等を削除する。 (3)利用料金制 油山牧場に関し、使用料の一部を廃止し、利用料金の条項及び業としての撮影に伴う利用額を加えるとともに、駐車場利用額を改める。
施行期日	令和5年4月1日

福岡市牧場条例新旧対照表

現行					改正（案）				
(趣旨) 第1条 (略) (牧場の名称等) 第2条 牧場の名称、位置、面積及び用途別の面積は、次のとおりとする。					(趣旨) 第1条 (略) (牧場の名称等) 第2条 牧場の名称、位置、面積及び用途別の面積は、次のとおりとする。				
名称	位置	面積	用途別の面積		名称	位置	面積	用途別の面積	
			用途	面積				用途	面積
油山 牧場	福岡市南区 大字桧原字 夫婦石及び 大字柏原字 西山田	アール 4,747	放牧地	アール	油山 牧場	福岡市南区 大字桧原字 夫婦石及び 大字柏原字 西山田	アール 4,747	放牧地	アール
				1,250					775
			採草放 牧地	473				採草放 牧地	266
			採草地	187				採草地	39
			飼料畑	248				飼料畑	37
			野草地	1,084				野草地	820
			その他	1,505				その他	2,810

背振 牧場	福岡市早良	1,995	放牧地	1,068
	区大字板屋		採草地	373
	字松ノ尾及		その他	554
	び字苦笑			

2 (略)  
(施設)

第3条 牧場に畜舎、看視舎、堆肥舎、サイロ、機械格納庫その他の牧野用施設を置く。

2 油山牧場に牧野用施設のほか、次の各号に掲げる施設を置く。

(1) 畜産資料展示館、畜産加工研修施設、会議室、駐車場その他の市民利用施設

(2) 飲食店、売店その他の業務用施設

3 (略)  
(事業)

第4条 牧場は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 農業に関する研修及び講習の場の提供に関すること。

(4)・(5) (略)

第5条～第7条 (略)

(施設の利用の許可)

第8条 別表第1区分の欄に掲げる施設を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(行為の許可)

第9条 牧場において、別表第2区分の欄に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が

背振 牧場	福岡市早良	1,995	放牧地	1,068
	区大字板屋		採草地	373
	字松ノ尾及		その他	554
	び字苦笑			

2 (略)  
(施設)

第3条 牧場に畜舎、看視舎、堆肥舎、サイロ、機械格納庫その他の牧野用施設を置く。

2 油山牧場に牧野用施設のほか、駐車場、飲食店、売店その他の施設を置く。

削る

3 (略)  
(事業)

第4条 牧場は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) (略)

削る

(3)・(4) (略)

第5条～第7条 (略)

削る

(行為の制限)

第8条 牧場において、別表第1区分の欄に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が

許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(利用許可の基準及び取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前3条の許可（以下「利用許可」という。）をせず、又は既にした利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が牧場の設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者（利用許可を受けようとする者を含む。以下本条において同じ。）にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)

(利用許可の条件)

第11条 市長は、利用許可に際して、牧場の管理上必要な条件を付すことができる

。

(使用料)

第12条 (略)

2 第8条の許可を受けた者からは、別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 第9条の許可を受けた者からは、別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

4・5 (略)

(使用料の減免)

、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(利用許可の条件)

第9条 市長は、前2条の許可（以下「利用許可」という。）に際して、牧場の管理上必要な条件を付すことができる。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可をせず、既にした利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が牧場の設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者（利用許可を受けようとする者を含む。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。

(2) 許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3)～(5) (略)

2 (略)

削る

(使用料)

第11条 (略)

削る

2 第8条の許可（背振牧場に係るものに限る。）を受けた者からは、別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3・4 (略)

(使用料の減免)

第13条 (略)  
(利用する権利の譲渡等の禁止)

第14条 (略)  
(特別な設備)

第15条 (略)  
(許可利用者の管理義務)

第16条 (略)  
(立入り)

第17条 許可利用者(第9条の許可を受けた者を除く。)は、その利用に係る施設に牧場の管理の業務に従事する者が職務のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。  
(利用の制限)

第18条 (略)  
(損害賠償)

第19条 (略)  
(指定管理者による管理)

第20条 (略)

2 指定管理者が行う牧場の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 第8条に規定する施設の利用の許可(飲食店及び売店に係るものを除く。)に関する業務

(3) 第9条に規定する行為の許可に関する業務

(4) 第12条第2項及び第3項に規定する使用料(飲食店及び売店に係るものを除く。次号において同じ。)の徴収に関する業務

第12条 (略)  
(利用する権利の譲渡等の禁止)

第13条 (略)  
(特別な設備)

第14条 (略)  
(許可利用者の管理義務)

第15条 (略)  
(立入り)

第16条 第7条の許可を受けた者は、その利用に係る施設に牧場の管理の業務に従事する者が職務のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。  
(利用の制限)

第17条 (略)  
(損害賠償)

第18条 (略)  
(指定管理者による管理)

第19条 (略)

2 指定管理者が行う牧場の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

削る

(2) 第8条に規定する行為の制限に関する業務

(3) 第9条の規定による第8条の許可への条件の付加に関する業務

(4) 第10条第1項に規定する利用許可の取消し等に関する業務

(5) 第11条第2項 \_\_\_\_\_に規定する使用料 \_\_\_\_\_の徴収 \_\_\_\_\_に関する業務

(5) 第13条に規定する使用料の減免に関する業務

(6) 第18条に規定する利用の制限に関する業務

(7)・(8) (略)

第21条～第25条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第26条 第20条第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定

削る

(6) 第17条に規定する利用の制限に関する業務

(7)・(8) (略)

(利用料金)

第20条 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める方法により徴収する。

(1) 第8条の許可（油山牧場に係るものに限る。）を受けた者 別表第1に定める額

(2) 駐車場を利用する者（規則で定める者を除く。） 別表第2に定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第21条～第25条 (略)

(指定管理者に関する読替え)

第26条 第19条第1項の規定により牧場の管理を指定管理者に行わせる場合における次の表の左欄に掲げるこの条例の規定

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条	市長の許可	指定管理者の許可（飲食店又は売店を専用的に利用しようとする者にあつては、市長の許可）
第9条及び第18条	市長	指定管理者
第10条第1項	市長	市長又は指定管理者
	既にした	自らが既にした
第11条	市長は、利用許可	市長又は指定管理者は、自らが行う利用許可
第13条	市長は、特別な使用料を	市長又は指定管理者は、規則で定める特別な使用料を

第27条（略）

別表第1

区分	金額
企画展示室	1日までごとに 5,000円
畜産加工研修室	1日までごとに 6,200円
会議室	1時間までごとに 610円
駐車場（油山牧場の駐車場に限る。）	普通自動車又は準中型自動車1台1回につき 300円 中型自動車1台1回につき 1,000円 大型自動車1台1回につき 2,000円
牧場広場	1日までごとに 12,200円

の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条及び第17条	市長	指定管理者
第9条	市長は、前2条	市長又は指定管理者は、自らが行う第7条又は前条
第10条第1項	市長	市長又は指定管理者

第27条（略）

別表第1

区分	単位	期間	金額
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	撮影機（写真機） 1台	1月	3,000円
業としての写真（広告写真に限る。）の撮影	1件	1日	3,000円
業としての映画の撮影	1件	1日	6,000円

飲食店	1平方メートル1月までごとに 1,025円
売店	1平方メートル1月までごとに 1,025円

備考

- 1 企画展示室、畜産加工研修室又は会議室の許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の2倍に相当する額とする。
- 2 普通自動車とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、準中型自動車とは同条に規定する準中型自動車を、中型自動車とは同条に規定する中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。
- 3 駐車場の使用料については、1日を1回の利用の限度として、金額を算定する。

別表第2

区分	金額
物品の販売又は頒布その他これらに類する行為	1件1日までごとに 400円
業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1人1日までごとに 1,200円
業としての広告写真の撮影	1回1日までごとに 20,000円
業としての映画の撮影	1回1日までごとに 40,000円

別表第2

区分	単位	金額
普通自動車等	1台1回	3時間まで 300円 ただし、利用時間が3時間を超える場合は、300円に当該超過時間1時間までごとに100円を加えて得た額とする。
		1日までごとに 2,000円
大型自動車		

備考 普通自動車等とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車及び中型自動車を、大型自動車とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前における利用料金の額の承認等)

2 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の前においても、同日以後の油山牧場の利用に係る利用料金の額について、この条例による改正後の福岡市牧場条例第20条第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。



## ○一般議案

### 5 議案第163号

#### 福岡市油山市民の森等に係る指定管理者の指定について

##### 1 議案提出の理由

油山市民の森等リニューアル事業に係る事業者の公募により、優先交渉権者を選定したことに伴い、本市が設置する福岡市油山市民の森等の管理を令和5年度から行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

##### 2 議案の内容

###### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市油山市民の森及び油山牧場

###### (2) 指定管理者に指定する者

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

油山リージョナルデザイン

※九州旅客鉄道株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社ローカルデベロップメントラボ、株式会社ヤマップの4社による共同事業体

###### (3) 指定する期間

令和5年4月1日より令和20年3月31日まで

##### 3 選定の概要

###### (1) 業務の内容

福岡市油山市民の森及び油山牧場に係る施設の運営、維持、保守管理及び展示家畜の飼養管理等に関する業務

###### (2) 選定理由

油山リージョナルデザインは、油山市民の森等リニューアル事業に係る事業者の公募により、優先交渉権者に決定した九州旅客鉄道株式会社を代表企業とするグループが、油山市民の森と油山牧場の指定管理業務を行うことを目的に設立した共同事業体であることから、指定管理候補者として適当である。

###### (3) 提案額

160,000,000円/年（消費税及び地方消費税相当を除く）

## 6 議案第165号

### 油山市民の森等リニューアル（既存施設等リニューアル） 事業に係る契約の締結について

理由	油山市民の森と油山牧場の一体的な再整備を行うものであるが、油山市民の森等リニューアル事業のうち既存施設等リニューアル事業に係る設計施工一括契約の契約価額が5億円以上の工事請負契約を含むため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。
仮契約年月日	令和4年5月20日

#### 1 契約の概要

##### (1) 契約の相手方

既存施設等リニューアル事業実施コンソーシアム

※株式会社北洋建設、株式会社環・設計工房、三宅唯弘建築設計事務所の3社による共同事業体

##### (2) 契約価額

605,000,000円（うち消費税及び地方消費税相当額55,000,000円）

##### 【参考】

予定価格	653,034,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
見積金額	550,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

##### (3) 履行期間

議決の翌日から令和6年3月15日まで

設計期間：議決の翌日から令和5年3月15日まで

施工期間：議決の翌日以降、市と事業者の協議により決定した日から  
令和6年3月15日まで

##### (4) 契約の特徴

###### ① 包括的な契約

本契約は、油山市民の森及び油山牧場の設計、建設及び工事監理を包括した設計施工一括契約となる。

## ② 設計・建設コンソーシアムの設置

本契約は、油山市民の森等リニューアル事業に係る事業者の公募により、優先交渉権者に決定した九州旅客鉄道株式会社を代表企業とするグループが、油山市民の森と油山牧場の既存施設等リニューアル事業の実施を目的として設立した「既存施設等リニューアル事業実施コンソーシアム」との間で締結する。

## ③ 本事業の履行に際しての有効書類

事業の履行に際しては、本契約のほか、公募要綱、要求水準書、事業者の提案書類、提案時の質問回答等の一連の書類が有効書類となる。

## ④ 契約価額の変更

長期契約における福岡市と事業者との公平なリスク分担等を目的として、次の場合は契約価額の変更を行う。

- ・賃金又は物価の変動
- ・本事業に直接関係する法令や税制度に関する変更

## 2 整備概要

### (1) 基盤・インフラ施設整備

- ・便所の改修等（9棟）
- ・駐車場の整備
- ・電気設備の整備（受変電設備、配管配線等）

### (2) 既存施設の建替・改修等

- ・管理事務所、市民研修施設など既存建築物の改修（6棟）
- ・既存建築物の撤去（2棟）
- ・遊具、園内サインの更新